

「第4期常陸大宮市障害福祉計画(案)」の概要

1 計画策定の趣旨

本計画は、障がい者の生活を支援し、障害福祉サービスや相談支援等の円滑な実施を確保するためのサービス見込み量及び整備の目標を定めるため策定するものです。

2 計画の期間

平成27年度から平成29年度までの3年間の計画です。

3 計画の基本指針

第4期障害福祉計画の策定にかかる基本指針

【成果目標に関する事項】

- 福祉施設から地域生活への移行促進
- 精神科病院から地域生活への移行促進
- 地域生活支援拠点等の整備
- 福祉施設から一般就労への移行促進

【その他】

- 障害児支援体制の整備
- 計画相談の連携強化、研修、虐待防止 等

国の基本指針においては、障がいのある人の自立支援の観点から、平成29年度を目標年度として、次の項目について数値目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ① 平成25年度末の施設入所者……12%以上を地域生活へ移行
- ② 平成25年度末の施設入所者数……4%以上削減

(2) 地域生活支援拠点等の整備

平成29年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

- ① 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労への移行を平成24年度実績の2倍以上とします。
- ② 就労移行支援事業の利用者を、平成25年度末の6割以上の増加とします。
- ③ 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とします。

4 障害福祉サービス量等の見込

- ・ 指定障害福祉サービス及び指定相談支援事業のサービス量等の見込み
- ・ 地域生活支援事業の見込み